

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

西海市水道部上水道課より大切なお知らせ

令和元年10月1日より水道法の一部改正に伴い、指定給水装置工事事業者は5年ごとの更新が必要になりました。

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、「水道法の一部を改正する法律」が、令和元年10月1日に施行されました。

それに伴い、指定の有効期間が従来の「無期限」から「5年間」となります。

現在指定を受けている工事事業者については、下表のとおり有効期間が設けられ、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なります。

これまでに西海市で指定を受けた事業者については、初回更新までの有効期間が、下記の表のとおりとなりますのでご注意ください。

指定を受けた日	初回更新までの有効期間
平成17年4月1日～平成19年3月31日	令和元年9月30日～令和4年9月29日まで(3年間)
平成19年4月1日～平成25年3月31日	令和元年9月30日～令和5年9月29日まで(4年間)
平成25年4月1日～令和元年9月30日	令和元年9月30日～令和6年9月29日まで(5年間)

更新についてのお知らせを対象となる指定給水装置工事事業者さま宛に初回の更新のみ通知いたします。

また、郵送の不着や未更新の方への再通知はいたしませんのでご注意ください。

●指定更新の要件は水道法第25条の3(指定の基準)を準用し、下記の確認を行います。

- ①給水装置主任技術者の選任
- ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者

●更新申請に必要な書類

- ・指定給水装置工事事業者
指定申請書及び誓約書
- ・機械器具調書
- ・定款及び登記事項証明書
(法人)又は住民票(個人)
- ・選任する主任技術者の確認
書類(免状又は技術者証等)

◎指定更新申請時に3項目の確認を行います。

※事業の運営に関する基準(法第25条の8及び法施行規則第36条)に伴い、適正に給水装置工事の事業を運営していることを確認

- ①. 指定給水装置工事事業者の業務内容
(営業時間、漏水修繕、対応工事等)
- ②. 給水装置工事主任技術者等の研修会の受講状況
- ③. 適切に作業が行うことができる技能を有する者の
従事状況

◎3項目の確認資料

- ・講習会の受講終了証等
- ・外部研修の受講実施履歴等
※自社内研修は不要
- ・施工者の経験の有無及び
配管技能資格の有無

◎更新手数料は、5,000円となります。

◇更新申請についてのお問い合わせは 西海市水道部上水道課 TEL:0959-37-0072